

## 第 85 回国民スポーツ大会競技施設基準作成について

### 1. 内容

第 85 回国民スポーツ大会における各競技会の準備を計画的かつ円滑に推進するため、競技施設に係る主な基準を定めたもの。今後、会場地選定や競技施設整備計画の作成に活用する。

### 2. 各競技施設基準について

#### (1) 作成の考え方

- ① (公財)日本スポーツ協会が定める「国民体育大会開催基準要項細則国民体育大会施設基準」からの抜粋
- ② 各競技規則等に準拠
- ③ 先催県の作成事例に準拠

#### (2) 構成

##### ① 基準、摘要

国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項を記載。

##### ② 基準の主な内容

競技場に関し、各競技団体の競技規則等に定められているもので主な内容を記載。〔 〕内は、各競技団体の定める競技規則等の名称等を記載。

##### ③ 配慮すべき事項

各競技団体の競技規則に定めはないが、運営上、競技会の安全な開催及び先催県の例等から検討が必要と考えられる事項を記載。

##### ④ 先催県の事例

先催県における、施設基準の弾力的な運用の事例を記載。

#### (3) 先催県と異なる部分について

- ① (公財)日本スポーツ協会が定める「国民体育大会開催基準要項細則国民体育大会施設基準」の変更に伴うもの。
- ② 各競技の公認規則や規定の記述の変更に伴うもの。
- ③ 本県の競技施設等の実態に合わせてもの。  
(競技施設整備基本方針や競技団体からの助言によるもの)

### 3. 今後の進め方(策定及び活用)

- (1) 日本スポーツ協会による実施競技決定を受けて、競技団体担当者会議を開催し、競技施設基準(案)の作成を依頼。【令和4年4月～6月】
- (2) 第2回総務企画専門委員会において審議、承認。【令和4年7月】
- (3) 市町村、競技団体に掲示(会場地選定に活用)。【令和4年8月～】
- (4) 会場地決定後、競技施設整備計画の作成及び整備実施。
- (5) 随時改訂(競技規則変更等)